

お知らせします。



2つの給付金。



臨時福祉給付金

対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当等の受給者は1万5千円

子育て世帯 臨時特例給付金

対象者

1月分の

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方や生活保護受給者等は除く

子ども1人につき1万円

■申請受付■ 7月1日（火）～11月4日（火）

受付後、順次支給していきますので、お早めに手続きしてください

受付窓口：八百津町役場町民課（7月中は防災センターで受け取ります）・各出張所

受給資格の有無は次のページで確認じゃ！

「社会保障と税の一体改革」とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 平成26年4月から消費税率は8%になりました。※
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として2つの給付金を支給します。

※平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められていますが、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。

